

福祉特別乗車券対象交通拡大のご案内

令和4年2月より、福祉特別乗車券の適用範囲を、
名鉄・近鉄及びJR東海の市内運行区間に拡大します。

いつから？

令和4年2月1日乗車分から適用



どのように？（適用方法）

利用者があらかじめ福祉特別乗車券にチャージした現金により乗車した実績を集計し、後日運賃相当額をお返しします。（2か月に1回指定の口座に振り込まれます）

※福祉特別乗車券利用者は、あらかじめ乗車実績提供への同意書の提出が必要です。

※現在の無料乗車区間については、令和4年2月以降も引き続き無料で乗車できます。

どんな場合にお金が返ってくる？

・乗車駅及び降車駅が共に名鉄・近鉄・JR東海の名古屋市内の駅であった場合

・福祉特別乗車券にチャージした現金で自動改札機を利用して乗車した場合

※介護者券を利用した乗車分についても、本人券と同様に運賃相当額をお返しします。

【利用からお振込みまでの流れ（イメージ）】



自動改札機を利用して乗車



2か月に1回
指定の口座にお振込



※お返しする金額を計算するために、
乗車実績提供にかかる同意が必要です。

対象交通拡大について詳しくは、令和4年1月頃に改めてご案内いたします。

福祉特別乗車券に関するお問い合わせ

受付
時間

令和3年4月20日から
月曜から金曜（祝休日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時15分まで

福祉特別乗車券コールセンター

電話：052-766-6656

FAX：052-687-6577

福祉特別乗車券更新のご案内

現在お持ちの福祉特別乗車券の有効期限は令和3年10月31日までです。

更新は10月下旬に新しい乗車券を**郵送**することにより行います。

※同意書（裏面参照）の提出が確認できないときなど、窓口交付となる場合があります。

!
お送りする乗車券は令和3年11月1日から利用できます。10月31日までは現在お持ちの乗車券をご利用ください。

※11月1日以降は、有効期限を過ぎた旧乗車券では無料乗車が出来なくなります。誤って使用すると、チャージが引き去られてしましますのでご注意ください。

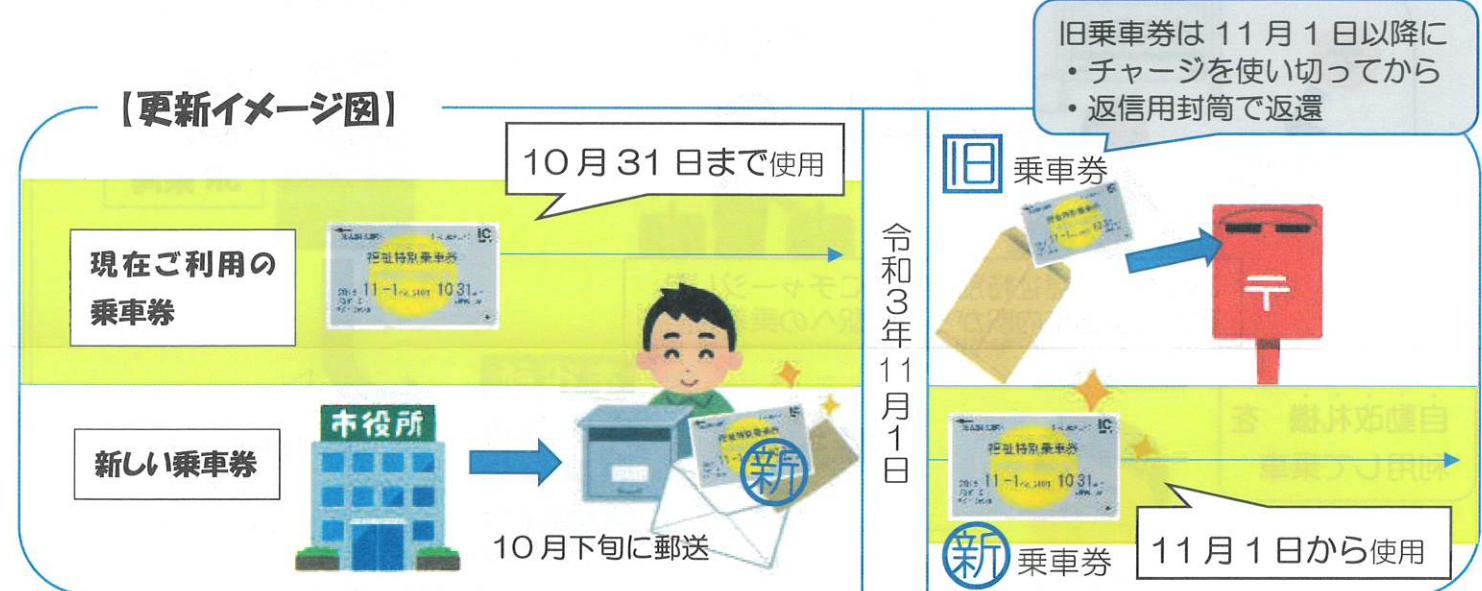
!
有効期限を過ぎた旧乗車券は**返還が必要**です。

（新しい乗車券に返信用封筒を同封しますので11月1日以降に返送してください。）

!
旧乗車券にチャージした現金やポイントは**新しい乗車券に引き継ぐことが出来ません**。

有効期限が近づいてチャージする際はご留意ください。チャージした現金は有効期限経過後も、お買い物等でご利用いただけますので、使い切ってから返還してください。

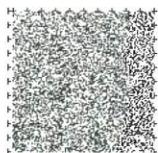
【更新イメージ図】



【お願い】

・送付先が変わった場合は、すみやかにお住まいの区の区役所・支所に連絡してください。
※時期により送付先の変更が間に合わない場合もあります。

・福祉特別乗車券の交付要件を失った場合は、すみやかにお住まいの区の区役所・支所に福祉特別乗車券を返還してください。
※資格喪失時期により、返還後に新しい乗車券が届く場合がありますが、区役所・支所にご返還ください。（利用はできません。）



裏面もご覧ください。